

[別紙1]

令和新时代創造県民運動推進補助金スタートアップ型 (ステップアップ支援)の事務手続きについて

1. 交付申請提出
- 1次:3月7日から4月8日まで
2次:5月23日から6月27日まで
3次:8月22日から9月26日まで

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」で送信、
又は、下記提出先に郵送、持参又は電子メールで送信してください。

2. 交付決定通知到着(委員会を開催した日から原則14日以内)

* 交付申請の取下げは交付決定通知を受けた日から
20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始 → 着手届提出不要

4. 事業完了 → 完了届不要

5. 実績報告書提出(完了・廃止・中止から20日以内)

○実績報告書は、下記提出先に郵送、持参又は電子メールで送信してください。

◎補助金の支払い

※概算払可能

提出・問合せ先

- 地域づくり推進部東部地域振興事務所(鳥取市、岩美郡、八頭郡に関する事)
鳥取市立川町6丁目176 電話:0857-20-3659 電子メール:toubu-sinkou@pref.tottori.lg.jp
- 中部総合事務所中部振興課(倉吉市、東伯郡に関する事)
倉吉市東巖城町2 電話:0858-23-3177 電子メール:chubu-kenminfukushi@pref.tottori.lg.jp
- 西部総合事務所中山間地域振興チーム(米子市、境港市、西伯郡に関する事)
米子市糀町一丁目160 電話:0859-31-9606 電子メール:seibu-kenminfukushi@pref.tottori.lg.jp
- 日野振興センター地域振興課(日野郡に関する事)
日野郡日野町根雨140-1 電話:0859-72-2080 電子メール:hino-sinkou@pref.tottori.lg.jp